

大阪市保育施設等の利用調整に関する事務取扱要綱改正内容一覧（案）

改正案該当項目	改正内容	改正の趣旨
第2条	「子どものための教育・保育給付保育認定申請書兼保育施設・事業利用調整申込書」の略称規定を追加	文言整理
第3条第2項	「利用調整に必要な書類」に添付書類が含まれること、保健福祉センター所長が必要があるときは補正指示を行えることを明記	行政手続法上の保健福祉センター所長による補正権限を本要綱においても明文化する。
保育利用調整基準 (1)基本点数表	事由「1.就労」、「2.就労内定」及び「9.ひとり親」における就労の評価基準を月間の就労時間数に一本化	事由「1.就労」、「2.就労内定」及び「9.ひとり親」においては、就労証明書の国の標準的な様式及び多様な働き方への対応として、就労の評価基準を月間の就労時間数に一本化する。 なお、本項目の改正にかかる適用項目の判断基準は、本案の備考6のとおり。
保育利用調整基準 (1)基本点数表	「12.転所希望」において、適用対象を追加	保育施設（保育所・認定こども園）から地域型保育事業への転所希望についても、本項目の趣旨・目的を踏まえ、原則として適用対象とする。 なお、本項目の改正に係る経過措置については、本案の注釈※7のとおり。
保育利用調整基準 (1)基本点数表（備考の1）	基本点数表における基準日に関する注記を備考の1とする。	規定整備を行うもので、これに伴い、備考の項番を繰り下げる。
保育利用調整基準 (1)基本点数表（備考の6）	事由1、2及び9における基本点数表の適用に係る判断基準の明記	「就労」等に該当する際の項目への適用基準を明確化する。
保育利用調整基準 (1)基本点数表（備考の7）	育児休業中の場合における就労時間の判断基準について補記	育児休業中の場合の就労時間の適用基準について、就労実態を踏まえ、但し書きを加えて就労実態等による判断も可能とするほか、文言整理を行う。
保育利用調整基準 (1)基本点数表（注釈の※2）	利用調整に必要な書類の不備に係る取扱いを明記	利用調整に必要な書類に不備があった場合の取扱いを明文化するほか、基本点数表の今回改正に応じた規定整備を行う。
保育利用調整基準 (1)基本点数表（注釈の※7）	転所希望の適用対象を追加することに伴う経過措置を新設	「12.転所希望」の今回改正に関わって、今回改正前の利用調整により入所した児童（令和8年3月31日までに保育施設の利用を開始した児童）の転所希望に係る本項目の取扱いにおいては、経過措置を適用することとする。
保育利用調整基準 (2)調整基準表（備考）	調整指数表における基準日に関する注記を備考とする。	規定整備
保育利用調整基準 (3)順位表	「就労」における「三親等以内の親族以外からの雇用」と「三親等以内の親族からの雇用」の優先順位の統合	就労証明書の国の標準的な様式への対応の一環として、順位の1の「②就労（三親等以内の親族以外からの雇用）」と「③就労（三親等以内の親族からの雇用）」の優先順位を統合する。